

投資信託振替制度に関するQ & A

平成 18 年 4 月 19 日版

(株)証券保管振替機構
企画部 投資信託振替業務準備室

目次

1	制度参加	1
2	取扱対象	4
3	振替業務	6
4	資金決済	16
5	収益分配金	17
6	銘柄公示	18
7	手数料	19
8	システム	24
9	移行	32
10	上場投信	34

1 制度参加

1 - 1 制度開始時期

Q： 投信振替制度の開始日はいつですか。

A： 2007年1月4日に制度開始される予定です（上場投信を除く）。そのための制度参加手続きや各種システムテスト、既発投資信託の移行（受益者の同意、約款変更など）の準備に関しましては、2006年夏頃から順次開始される予定です。

1 - 2 投信振替制度の参考資料

Q： 投信振替制度の準備にあたりどのような資料を参考にすればよいですか。

A： 投信振替制度の骨子にあたる制度要綱として「投資信託振替制度要綱」及び「投信基本モデル概要」、システムの準備に向けては「システム処理概要」「システム接続仕様書」、手数料については「投資信託振替制度に係る手数料について」、移行事務については「移行事務処理概要」「システム接続仕様書（移行編）」などが参考となります。その他資料もございますので詳細につきましては機構ホームページをご参照ください。

1 - 3 制度参加手続き

Q： 投信振替制度への参加手続きは、既に一般債や短期社債の振替制度に参加している場合も必要ですか。

A： 投信振替制度の制度参加手続きは別途必要になります。

1 - 4 制度参加手続きの時期

Q： 制度参加手続きの期限はいつ頃となりますか。

A： 制度参加手続き書類の公表は5月頃を予定しております。具体的な制度参加手続きはそれからになります。8月から接続・接続テストを行うこととなるため、現時点においては、遅くとも接続・総合テストの準備が円滑に行えるようにそれ以前に制度参加手続きを行う必要があると考えております。

1 - 5 制度参加

Q： 委託・受託・販売会社は必ず制度参加する必要がありますか。

A： 参加は法律等で義務付けられておりませんが、投資信託は商品特性上、多くの業態にまたがって成り立っているものであり、制度をより多くの参加者が利用することが、事務の二重管理化を防ぐという観点においても、参加者全体にとって利便性が増すものと考えております。

1 - 6 加入者として想定されるもの

Q： 「加入者」とは、どういった会社になるのですか。

A： 機構から直接、若しくは口座管理機関から口座の開設を受けたものを「加入者」としています。金融機関等の法人の場合もあれば、個人の場合もあります。なお、加入者のうち、機構から口座の開設を受けたものを「機構加入者」としております。

1 - 7 販売会社の制度参加形態

Q： 直接口座管理機関か間接口座管理機関になるのかの選択は、販売会社が決めるのですか。

A： 制度上、指定販売会社は口座管理機関となることを前提としており、直接か間接かは、販売会社自身でどちらかを選択する必要があります。

1 - 8 取次販売会社の制度参加形態

Q： 取次販売会社は口座管理機関にならなくともよいのですか。

A： 制度上は、必ずしも口座管理機関になる必要はありません。ただし、現在、顧客管理を行っている取次販売会社については、振替制度後は口座管理機関として業務を行うことが想定されます。なお、取次販売会社が口座管理機関にならない場合は、振替口座簿の口座管理を、他社に依頼することになると考えます（その場合は、指定販売会社である口座管理機関などが想定されます）。

1 - 9 指定販売会社のシステム接続形態

Q： 指定販売会社は必ず機構とシステム接続する必要がありますか。

A： 機構とのシステム接続が求められるのは直接口座管理機関となります。指定販売会社が直接口座管理機関の場合は機構とのシステム接続は必須ですが、間接口座管理機関の場合は不要となります。

但し、後者の場合においては、円滑な業務遂行の観点から、上位の直接口座管理機関（直近上位機関が間接口座管理機関の場合は当該間接口座管理機関）との密接なシステム連携が必要となります。

1 - 10 販売会社のシステムベンダーの制度参加形態

Q： 販売会社はベンダーが開発するシステムを利用していますが、その場合、ベンダーが直接口座管理機関になるのですか。

A： 社振法第 44 条 1 項各号に限定列挙されているものが口座管理機関になることができますが、ベンダーは該当しないため、口座管理機関になることはできません。

1 - 11 確定拠出年金に係る制度参加形態

Q： 確定拠出年金における投資信託の口座管理機関は誰が担いますか。

A： 確定拠出年金の取扱いについては、商品提供機関（証券会社等）が候補として考えられます。

1 - 12 直接口座管理機関と間接口座管理機関との 2 つの形態での制度参加

Q： 銘柄によって取次販売会社と指定販売会社をしている販売会社にとって、直接口座管理機関と間接口座管理機関の 2 つの形態で制度参加することは可能ですか。

A： 直接口座管理機関と間接口座管理機関の 2 つの形態で参加することは可能です。

1 - 1 3 口座管理機関における制度参加形態の変更

Q： 制度開始後、直接口座管理機関から間接口座管理機関、もしくは間接口座管理機関から直接口座管理機関に変更することはできますか。

A： 制度開始後にどちらのケースにおいても変更手続きを行うことにより、変更可能です。

また、階層構造上、変更に伴い、振替処理を行う必要があると考えられます。

一方、受益者との関係で言えば、振替決済口座管理約款等の修正が必要となる可能性があります（約款のモデル様式は、今後、日証協において検討されることが予定されております）。

なお、間接口座管理機関から直接口座管理機関への変更の場合は機構システムとのテストが必要となりますのでご留意下さい。

1 - 1 4 英文資料について

Q： 外国人投資家及び外国金融機関向けに、英文資料を用意する予定はありますか。

A： 現時点では予定はありませんが、外国金融機関が多数参加される等によりニーズが高まるようであれば、別途検討させて頂く予定です。

2 取扱対象

2 - 1 当初設定時の最低発行単位

Q： 取扱対象となる要件として、「当初設定時の最低発行単位」について定められていますが、具体的に教えてください。

A： 当初設定時の最低発行単位についての要件はなくなりました。

2 - 2 会社型投信

Q： 会社型投信（投資法人）は投信振替システムの取扱対象となりますか。

A： 会社型投信は取扱対象外となります。

2 - 3 私募投信の取扱い

Q： 私募投信も対象となりますか。

A： 公募、私募を問わず、契約型の委託者指図型であれば、取扱対象となります（実際の取扱いには発行者の同意が必要です。）。

2 - 4 委託者指図型投資信託の定義

Q： 投信振替制度の取扱対象となる「委託者指図型投資信託」の定義はどの法律に書かれていますか。

A： 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1項に定義されています。

2 - 5 委託者非指図型投信に係る取扱い

Q： 委託者非指図型投信は取扱対象となりますか。

A： 委託者非指図型投信は、現在想定するスキームと同様の対応で乗せることが可能であることを前提とし、取扱いは可能な状態になっています。必要があれば、その取扱いについての検討を行います。

2 - 6 マザーファンドの取扱い

Q： マザーファンドは取扱対象となりますか。

A： マザーファンドについては、委託者指図型ではありますが、発行者のニーズがないことから投信小委員会において取扱いの対象外と整理いたしました。

2 - 7 日々決算ファンドの取扱い

Q： MMF や中期国債ファンド、MRF も投信振替制度の取扱対象となりますか。

A： MMF、中期国債ファンド、MRF も本制度の取扱対象です（実際の取扱いには発行者の同意が必要です。）。

2 - 8 1口未満の銘柄の取扱い

Q： 最低発行単位が1口未満の銘柄（ファンド）についても、取扱対象となりますか。

A： 口数は整数を前提としており、小数点未満の口数を持つファンドは取扱対象外となります。なお、社振法で併合又は分割の定めがある受益権は制度対象外とされており、

3 振替業務

3 - 1 振替口座簿

Q : 1 . 投信基本モデル概要第 1.0 版の「15 振替口座簿の構造」で丙口座管理機関の自己口が、丙社にはなく乙口座管理機関のみに記載されています。これは、間接口座管理機関たる丙の自己口は、直接口座管理機関の乙で管理しなければならない明確な理由があるのですか。それとも口座管理機関間の協議のうえ決定すればよいのですか。

2 . 上記に関連して、乙の振替口座簿で、丙口座で、自己口と顧客口と分けて管理していますが、機構上の振替口座簿では、乙の顧客口にまとめられて管理されています。直接口座管理機関たる乙が、間接口座管理機関たる丙の自己口、顧客口を分けて管理しなければならない明確な理由はありますか。それとも口座管理機関間の協議のうえ決定すればよいのですか。

A : 1 . 投信基本モデル概要第 1.0 版の「15 振替口座簿の構造」におきまして、丙口座管理機関の自己口が乙口座管理機関でのみ管理されていますのは、社振法の定めにより要求される口座の管理の状況のみを表現したためです。

当事者が自ら保有する受益権口数を管理したとしても、それは法における権利の帰属とは無関係です。「投信振替制度要綱」5 頁及び法第 68 条をご参照ください。

2 . 口座の管理に関しましては、上記にも記載したように、法により定めのある部分です。

ご質問のなかにて、「機構上の振替口座簿では、乙の顧客口にまとめられて」とありますが、機構の振替口座簿におきましても、自己口と顧客口は分けて管理されることになっています。乙口座管理機関と丙口座管理機関の口座の管理の関係も機構における自己口と顧客口の別を分け管理する点は同様といえます。したがって、顧客口・自己口の区分を当事者で協議して決めてしまうことは、難しいと思われます。

3 - 2 振替口座簿の記録

Q： 口座管理機関で管理をする振替口座簿の記録タイミングについて質問をさせていただきます。

機構での新規記録処理が行われたことをもって、口座管理機関の振替口座簿を記録するものと認識しています。例えば、機構で新規記録処理が行われたのが16時の場合、口座管理機関では速やかに新規記録済通知を受け取って振替口座簿を記録する必要がありますか。当方では、当日のリコンサイル処理までに記録をすれば問題ないと想定しております。

A： 機構は、新規記録処理において、機構加入者口座の顧客口に増加記録を行うとともに、機構加入者である口座管理機関に対し新規記録済通知を配信します。この際、通知を受けた口座管理機関は自ら管理する振替口座簿の該当口座に対し増加記録を行う必要があります。口座管理機関が管理する振替口座簿への記録タイミングについては、具体的な時限を設ける予定はありませんが、振替口座簿の厳格な管理を行う観点から、なるべく速やかに行うことが望ましいと考えます。

3 - 3 振替口座簿の要件

Q： 口座管理機関で備えるべき振替口座簿の要件について教えてください。

A： 振替口座簿の記載事項につきましては、主に以下を考えております。これらは業務規程にて以下を定める予定です。

1. 加入者の氏名
2. 銘柄名
3. 銘柄ごとの増減口数と残高口数
4. 加入者自己分について、差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日

その他、振替口座簿に関連する事項について補足しますと、振替口座簿の保管媒体などについては、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る）により作成できることが確信的に規定されており、磁気ディスク等での保存が認められています（社債等の振替に関する法律68条等参照）。したがって、振替口座簿の作成保存は、紙（書類）でも、電磁的記録でも、いずれの方法でも可能です。

振替口座簿の保存に関連することとして、加入者からの振替口座簿の残高証明書の交付請求に備え、銘柄毎・口座毎の日々の残高を保存する必要があると考えられます。

また、残高のみならず「増減口数」の記載又は記録が必要です。これは、例えば、同じ銘柄について複数の取引があった場合、ある一時点の残高の記録のみでは権利関係が明らかにならないケースが想定されることや、誤記録の未然防止、誤記録が発生した場合の迅速な原因究明が可能であるなどの観点から定めているものです。

ちなみに短期社債、一般債のみならず、日本銀行国債振替決済業務規程においても同様に定められています。

3 - 4 複数の顧客口を開設するケース

Q： 直接口座管理機関が複数の口座（顧客口）を開設する場合、どのような理由がありますか。

A： 以下のような理由が想定されます。

1. 現状、設定解約の連絡を、銀行窓販分と確定拠出年金分で分けて連絡をしている販売会社で、振替制度開始後にも分けて連絡をするような場合。
2. 間接口座管理機関をぶらさげている、ある直接口座管理機関が、機構上の口座を直接口座管理機関分と間接口座管理機関分を開設した場合。
3. 常任代理人(カストディ)として指定を受けている機構加入者が当該受託分を他の顧客分と区分するために顧客口を複数開設する場合
4. 信託銀行としての機構加入者が信託財産の種類毎に区分して信託口を複数開設するケース
5. 機構加入者が担保分(質権以外)と自己保有分を区分するために自己口を複数開設するケース等が想定されます。

3 - 5 設定解約連絡及び新規記録申請、抹消予定申請の単位

Q： 1. 直接口座管理機関 A が間接口座管理機関 B をぶら下げている場合で、販売会社が委託会社へ送る設定解約連絡は、販売会社ごとに委託会社に連絡をすると思います（A と B がそれぞれ委託会社に設定解約連絡をおこなう）。
たとえば、システム処理概要（第 2.0 版）の -6 ページで、委託会社から 1. 新規記録申請をおこなう場合は、A の設定解約連絡分と B の設定解約連絡分は別々に申請をすることになるのでしょうか。またそれは、抹消の場合も同様でしょうか。

2. 上記に関連して、4. 発行口記録情報通知、8. 新規記録済通知は、A が、A の分と B の分を別々に照会することができるのでしょうか。またそれは、抹消の場合も同様ですか。

A： 1. 設定・解約連絡の申請に関するご回答

設定・解約連絡データ（新規記録・抹消（解約）データ）は、指定販売会社単位のデータを作成し、発行者（委託会社）から機構へ通知していただきます。販売会社の参加形態（直接口座管理機関又は間接口座管理機関）とは関係がありません。A、B のどちらも指定販売会社であれば、A と B のデータを分けて通知していただく必要があります。

なお、新規記録・抹消（解約）データは、銘柄（ファンド）、指定販売会社、機構加入者口座（自己口、顧客口の別）、DVP 区分（DVP、非 DVP の別）の粒度でデータを分けて、機構へ送信していただく必要があります。

2. 通知データの照会に関するご回答

機構は、発行者から通知された申請データの単位に通知データ（発行口記録情報通知など）を作成し利用者へ通知します。したがって、A、B のデータを別々に照会することが可能です。

3 - 6 抹消（解約）申請の「決済日」の取扱い

Q： 抹消（解約）申請の「決済日」には、振替投信、制度外投信共に解約取引における受渡日を設定することでよいですか。

A： ご理解のとおりです。

3 - 7 スイッチング

Q： ある同一ファンドで、通常解約とスイッチング取引の解約の受渡日が異なる場合、抹消（解約）申請が同時にされたとしても、決済日は異なるという認識でよろしいですか。

A： 通常解約とスイッチング取引の解約受渡日が異なる場合は、抹消（解約）申請データを別データとして、「決済日」には各々の解約受渡日を設定していただくこととなります。

3 - 8 MRF の当日解約に関する対応

Q： MRF の当日解約は当日申請にて、MMF/MRF の翌日出金は先日付申請にて対応することでよいですか。

A： 申請日 = 決済日の場合、当日申請になりますので、MMF/MRF の前日申込及び当日申込いずれも、当日申請になると想定しております。

3 - 9 販社外振替情報管理機能の利用

Q： 販社外振替が行われる銘柄について、機構関与方式の利用は必須ですか。

A： 販社外振替が行われる場合において、その販社外振替先機構加入者等と相対での情報の連携が可能であれば、機構関与方式の利用は必須ではありません。

3 - 10 販社外振替情報管理機能の利用

Q： 販社外振替情報管理機能を用意しているのは、販社外への担保差入等の事由以外に、資産管理業務を主としてビジネス展開している金融機関（販売会社ではない資産管理専門信託銀行）に投資家が口座開設することを想定してのことですか。

A： 必ずしも、ご指摘のようなケースを想定し設けた機能ではありませんが、当該機能を利用して収益分配金の支払等で販売会社との連携を行うことも想定されます。

3 - 1 1 販社外振替が行われた銘柄の総発行口数

Q： 販社外振替がなされた銘柄について、振替日におけるその銘柄の総発行口数は販社外に振替えられた口数分だけ減少するのですか。

A： 販社外振替が行われた場合であっても、その受益権口数は必ず販社外口座管理機関の振替口座簿に記録されることから、その銘柄の総発行口数が減少することはありません。

3 - 1 2 販社外振替の振替先

Q： 販社外振替における振替先として、どのような会社が考えられますか。

A： 銀行、証券会社、証券金融会社、取引所、清算機関等が考えられます。

3 - 1 3 販社外機関への担保差入時の対応

Q： 販社外の機構加入者は、担保分の顧客の課税情報を管理し、内容承認通知（課税情報付）を必ず送信する必要があるのですか。

A： 販売会社である機構加入者と販社外振替先機構加入者との相対の契約等で情報の連携が可能（相対方式）であるならば、当該機能の利用は不要です。

3 - 1 4 「制度投信」と「制度外投信」の混在

Q： 同一銘柄の中でも「振替投信」と「制度外投信」が混在する場合がありますか。

A： 制度実施後に振替投信として新規設定される銘柄については、振替投信と制度外投信が混在することはありません。

一方、既発行の特例投信については、集中移行により一斉に振替制度へ移行することを原則と考えておりますが、タンス券面等、特例投信の一部が受益証券として残る可能性もあります。

3 - 1 5 資金振替済通知の送信時限

Q： 「資金振替済通知」の送信時限は何時ですか。

A： システム上の業務運用時間（機構へのデッドライン）は 17:00 です（実際の運用ルール等は関係当事者間での取り決めを想定しております）。

3 - 1 6 私募投信の譲渡制限等の管理

Q： 私募投信の譲渡制限等は記名式受益証券によって管理できましたが、ペーパーレス後はどのように管理しますか。

A： 機構システム上は、譲渡制限についての属性の管理はできない仕組みとなっております。

3 - 1 7 累積投資信託の取扱い

Q： 累積投資信託は制度の取扱い対象ですか。

A： 取扱い対象となります。分配金の再投資、分配金の受取等の別とは関係ありません。

3 - 1 8 振替に係る情報連携

Q： 指定販売会社（口座管理機関）としての質問です。販売会社移管の場合、別の販売会社への振替が想定されますが、同じ販売会社内での口座振替（自己口 顧客口）も同様の事務処理が必要となりますか。特に委託会社への連絡の必要性について教えてください。

A： 指定販売会社、委託会社間の連携は、販売会社間の移管のケースを想定しています。したがって、同じ販売会社内での振替の場合は、振替処理は必要ですが、委託会社への連絡について特段不要と想定しています。

3 - 1 9 委託会社の直販に係る管理方法

Q： 投資信託委託業者が直販を行っている場合、この委託業者は口座管理機関になることはできないため、他の(直接)口座管理機関に口座管理機関としての業務を委託する等、何らかの対応が必要になると認識しています。その場合の管理方法はどのようなものですか。

A： 委託業者自身が口座管理機関になることはできないため、他社である口座管理機関に、直販分の顧客についての口座管理を委ねることになります。

直販分の顧客の口座管理業務を委ねた先の口座管理機関では、各顧客の加入者口座が管理され、その上位の口座管理機関（振替機関）では、直近下位の口座管理機関の顧客口として管理されることとなります。

例えば、委託業者 A 社が直販分の顧客 B さんについての口座管理を直接口座管理機関 C 社に委ねる場合、機構の振替口座簿においては C 社の顧客口の中で管理され、C 社の振替口座簿においては B さんの加入者口座として管理されます。

3 - 2 0 直接口座管理機関と間接口座管理機関との間の事務処理

Q： 間接口座管理機関として制度参加する場合、直接口座管理機関との契約や事務処理手順等の取り決めは、当該金融機関同士で直接行うことになるのですか。

A： 当該金融機関同士で直接行って頂きます。間接口座管理機関として制度参加される場合には、機構宛に参加申請が必要となり、その際には当該間接口座管理機関の直近上位機関の名称等も届出事項としております。

3 - 2 1 年金特金の移管に伴う振替

Q： 販売会社が同一の場合、年金特金の移管に伴う振替は必要ですか。

A： 年金特金を管理している加入者である信託銀行がどのように口座を開設するかによります。

3 - 2 2 投信振替制度で口座管理機関が用意する帳票等

Q： 投信振替制度に移行する上で、口座管理機関として新たに用意すべき帳票（法定・税務・その他）、もしくは変更が必要な帳票はありますか。

A： 社振法第 45 条により、口座管理機関は振替口座簿を備えることが義務付けられております。

3 - 2 3 DVP 決済の利用基準

Q： 投信基本モデル概要の 6 ページに、DVP 決済の対象金額は設定、解約ともに「50 億円以上であること」の記述がありますが、これは、一件のデータが 50 億円以上でないと DVP 決済を利用できないという意味ですか。

A： 投信基本モデル概要 6 ページの内容は、投信小委員会・4 社作業部会における検討において、投信 DVP に関する議論の出発点として整理されたものです。機構では、1 件の新規記録または抹消（解約）データが、資金の払込単位と同一であることを前提に、振替投信であれば、資金決済金額の多寡にかかわらず DVP 決済の利用が可能です。なお、DVP 決済の利用基準については、今後の関係者による市場慣行の議論を踏まえ、何らかの指針を公表し、周知して参りたいと考えております。

3 - 2 4 資金の払込単位

Q : 投信振替制度の資金決済の払込単位はどのようになっていますか。

A : 1 件の新規記録または抹消（解約）データが資金の払込単位と同一である必要があります。新規記録または抹消（解約データ）の単位は、通常は販売会社-銘柄-取引（設定/解約）-口座区分の単位となり、場合によってはさらに受益者の個別注文単位にまで細分化されるケースも想定されます。従って資金の払込単位もそれらの単位となる必要があります。

非 DVP 決済の場合は、機構が資金決済に関与しないため、関係者間で合意した単位により資金決済を行うこととなりますが、現行実務と同様、販売会社は委託会社-受託会社単位に設定代金の払込みを行い、受託会社は委託会社-販売会社単位に解約代金の払込みを行う方向で整理されているようです。

3 - 2 5 DVP 対象の選択

Q : DVP 決済の対象は、誰がどのように決めるのですか。

A : DVP 決済は発行者と販売会社の合意により利用可能です。

3 - 2 6 決済方法の選択

Q : 指定販売会社は DVP か、非 DVP かどちらの決済方法を利用にするか、自由に選択できますか。

A : 原則 DVP 決済は発行者と指定販売会社の合意により利用可能となります。

3 - 2 7 DVP 対象の選択

Q : 私募・公募の区別も、DVP 決済判断の基準となりますか。

A : 私募・公募の区別に係らず、DVP 決済をご利用いただくことが可能です。

3 - 2 8 DVP 決済と日銀当預

Q : DVP 利用には日銀当預が必要になるようですが、日銀当預を開設していない指定販売会社（証券会社・生損保等）はどのようになりますか。

A : 指定販売会社は日銀ネット資金決済会社を指定することにより、資金決済を依頼することになります。

3 - 2 9 DVP 決済と日銀ネット資金決済会社

Q： DVP 決済に関する一部の資料に『指定販売会社が日銀ネット資金決済会社を兼ねていることとする』と記載されていますが、この場合にしか DVP 決済を利用できないのですか。

A： 『指定販売会社が日銀ネット資金決済会社を兼ねていることとする』という記載は、銀行窓販などにおける分かり易い事例として掲載しました。DVP 決済の利用にあたっては、指定販売会社が自ら日銀ネット資金決済会社となる必要はなく、機構に日銀ネット資金決済会社として登録されている金融機関を登録することで DVP 決済が可能となります。

3 - 3 0 DVP の対象取引

Q： 異なる指定販売会社（ともに口座管理機関）間において振替投信の「振替」を行う場合に DVP 決済の利用は可能ですか。

A： DVP 決済は新規記録（設定）及び抹消（解約）のみで利用可能です。

3 - 3 1 DVP 決済の必要性

Q： DVP 決済の実務は煩雑なのではないかと心配していますが、なぜ投資信託について DVP 決済が必要なのでしょう。

A： 証券決済制度改革の理念に基づき、また実務関係者の議論も踏まえ、投資信託の新規記録・抹消(解約)についても、決済リスク削減の観点から DVP 決済の利用が可能としました。実務については DVP の場合に必要となる事務、不要となる事務がそれぞれありますので、「DVP 決済 = 煩雑」ではないと思われます。

3 - 3 2 決済のファイナリティ

Q： DVP 決済に関する資料において、投信 DVP の目的のひとつに「ファイナリティを持つ」とあります。これは、どのような意味ですか。

A： 取消不能で無条件な決済を「ファイナリティを有する決済」と言います。ファイナリティを有する決済が完了した場合、移転後の権利が確定します。

3 - 3 3 口座管理とブッキング

Q： 資料「投信基本モデル概要」12 ページにて「口座管理」と「ブッキング」の用語を使い分けていますが、ここでいう「ブッキング」とはどのような意味ですか。

A： 「ブッキング」とは振替口座簿への記録・管理を意味します。

3 - 3 4 質として差入れられた場合の実務

Q： 振替投信を質入れした場合の実務について、現行実務と対比した上で確認させてください。現行実務では契約書を投資家（受益者）に差し入れていただき、投資家（受益者）自らが投資信託のファンドを売却できないように投資信託の口座に条件設定をしております。

こうしたケースの場合、当社が当該質権設定済み口座を占有はしているものの、お客さまが債務を弁済している限り金融機関は当該投資信託を留置しているだけのものであり、当該資産はお客さまの資産であることには変わりはないように思えます。

かかる状況下で、当該投資信託の受益権は「顧客口」ではなく「自己口」の口座区分名称「質権口」として管理するのでしょうか。

A： ご理解のとおりです。振替制度においては、振替口座簿に記録することで質権に係る効力要件かつ対抗要件が具備されることとしています（社振法第74条）。

その記録先の口座は有価証券を質権の目的とする場合、当該有価証券は質権者が占有することとなり、同じ考え方で質権者が開設を受けた口座に記録する必要があります。したがって、上記ケースでは、金融機関の自己口（ただし、質権が設定されている旨を明確にする必要があります。機構はこれを「質権口」としています。）に記録することになります（社振法第68条第3項）。

3 - 3 5 特定金銭信託契約

Q： 特定金銭信託について教えてください。当社が信託銀行と特定金銭信託契約（特金契約）を結び、信託銀行名義で私募投信を購入しているような場合は、どのように管理したらよいですか。

A： 社振法第68条や第75条に規定されているとおり、加入者が信託の受託者であるときは、自己口に記録することになります。

3 - 3 6 担保となる振替投信

Q： 当社は口座管理機関となることを想定している販売会社です。振替投信を当社に対する譲渡担保として取扱う場合には、当社の自己口に記録することでよいですか。

A： 機構の振替口座簿では機構加入者の自己口（保有口）として、記録することを想定しています。

3 - 3 7 償還時 DVP

Q： 償還で DVP 決済を利用することはできますか。

A： 実務関係者を交えた慎重な検討の結果、償還実務が非常にタイトな時限で行われていることなどから、当面は実現が困難と判断されたため、投信振替制度開始段階での対応を見送りました。今後引き続き検討という整理となっております。

3 - 3 8 買取の事務

Q： 投信振替制度において買取の事務は、どのようになりますか。

A： 販売会社の事務として、受益者から買取した受益権は販売会社の自己口座を經由して即座に解約されることが一般的だと思われます。当該販売会社が直接口座管理機関である場合

1. 買取により機構の振替口座簿の顧客口から自己口への振替申請
 2. その後、委託会社に対して（公販ネットや FAX を通じて）解約連絡に基づき
 3. 委託会社から振替後の自己口の残高に対する抹消申請を行う
- という複合処理になると考えられます。

3 - 3 9 口座残高における凍結分の定義

Q： 統合 Web 端末の口座残高画面の「凍結分」という項目は、どのような場合に生じるものですか。

A： 差押等により、処分の制限が生じた場合を想定しています。

4 資金決済

4 - 1 投資家と販売会社の資金決済

Q： 投信振替制度では設定・解約・償還等における投資家との資金決済のスケジュールは何か変更になりますか。

A： 投信振替制度では販売会社と投資家との資金決済タイミングについて何ら規定しません。そのため基本的に販売会社各社でのご検討事項です。（例：振替口座簿の抹消タイミングとの関係から投資家への償還代金（または償還日直前の解約代金）等の支払スケジュール等）

4 - 2 資金決済における設定用口座

Q： 設定用口座は委託会社毎に設けられると考えてよろしいですか。

A： 資金決済については、設定用口座・交付用口座いずれも信託銀行のなかに委託会社毎の名義により設けられるスキームが検討されております。

4 - 3 日銀ネット資金決済会社

Q： 「資金決済会社」と「日銀ネット資金決済会社」の違いがよく分かりません。

A： 投信振替制度においては、機構に登録された資金決済会社のうち、DVP 決済を行うために発行者および販売会社双方が指定する金融機関を「日銀ネット資金決済会社」としています。

4 - 4 非 DVP における資金決済

Q： 非 DVP 決済における資金決済は通常の振込と違いがありますか。日銀ネットによる送金と違いがありますか。

A： ご質問にある「通常の振込」は全銀振込と同じ意味と思われます。なお、DVP 決済の場合は日銀ネットによる決済が必須ですが、非 DVP 決済では、全銀振込・日銀ネット決済いずれも選択が可能です。

5 収益分配金

5 - 1 収益分配金の事務

Q： 投信振替制度において収益分配金の支払事務はどのようになりますか。

A： 投信振替システムでは、収益分配金に係る計算処理を行いません。したがって、従来どおり販売会社・委託会社・受託会社の情報連携に基づき、収益分配金の計算処理、個別元本分類表の連絡、資金の支払い等が行われることとなります。

収益分配金に関する情報連携は、これまでどおり公販ネットや FAX 等により委託会社と販売会社との間で販売実績に基づいて行われることを想定しています。

5 - 2 収益分配金の地方税源泉徴収

Q： 投信振替制度において収益分配金の地方税源泉徴収はどのようになりますか。

A： 指定販売会社が口座管理機関として管理する受益権の収益分配金については従来どおり指定販売会社が源泉徴収を行います。

また、指定販売会社以外の口座管理機関に振替・管理されている受益権（販社外振替）については、販社外振替情報管理機能による対応を図りました。この機能を利用した場合、振替元口座管理機関（指定販売会社）は、投信協会「出庫受益証券管理システム」に登録された個別元本情報と振替先口座管理機関から提供された課税情報を参考に地方税を源泉徴収し、振替先口座管理機関へ送金、当該振替先口座管理機関が納税を行うことが可能となります（「システム処理概要」 -29 参照）。

5 - 3 分配金と再投資

Q： 分配金の再投資ですが、決算日当日に利落ち（単価落ち）し、決算日当日の単価にて買付け（再投資）する実務をしております。投信振替制度においても、再投資分について決算日当日付けで、新規記録（設定）データが委託会社から機構に申請され、受益者の数量が増加すると考えてよいですか。

A： 現行実務において、販売会社への収益分配金の支払いとその再投資（販売会社からの再投資資金の払込および信託設定）は、通常決算日翌営業日に行われていると理解しております。投信振替制度においても、原則として再投資分の信託設定日となる決算日翌営業日に委託会社から機構へ再投資口数の新規記録申請が行われます。なお、商品設計によっては上記以外の処理も想定されますので、個別銘柄の詳細については各委託会社にご確認下さい。

5 - 4 出庫された受益証券

Q： 振替制度開始前に出庫されている受益証券で、振替投信に移行されない投信の収益分配金及び償還金の支払手続について教えてください。

A： 販売会社に対してはこれまでどおり、販売実績ベースにて収益分配金（償還金）見合いの資金が振り込まれます。振替制度後も出庫受益証券として残った部分については、現行実務と同様、当該受益者によってクーポン（受益証券）が当該販売会社の店頭を持ち込まれ、収益分配金（償還金）の支払請求のあった場合に支払うことになると想定されます。

6 銘柄公示

6 - 1 銘柄情報の公示対象

Q： 銘柄情報の公示はどのような方法で行われますか。

A： 原則機構ホームページにて銘柄情報公示を行います。

6 - 2 公示項目

Q： 制度要綱の 10. 情報開示の項にて「各銘柄の総口数等について情報開示を行う」とありますが、銘柄情報の公示にはこういった情報が含まれますか。

A： 銘柄情報の公示項目として社振法第 87 条及び社債等の振替に関する命令第 3 条で定められている法定事項（銘柄名称、委託会社名称、受託会社名称など）について開示されます。概ね現在の券面に記載されている事項です。また、その他の項目については、現在検討中です。

7 手数料

7 - 1 委託会社が負担する手数料

Q： 委託会社が負担する主な手数料はどういったものがありますか。

A： まず、制度参加に係る手数料として、制度参加時にシステム準備手数料5万円をご負担頂きます。また、システム資源の利用料としまして、システム接続料について統合 Web 端末を利用する場合、CPU 接続をする場合で別途負担頂きます。

一方、振替業務に係る手数料とは、新規記録手数料（総発行残高管理手数料）の負担がほとんどの割合を占めることとなります。その他の手数料としては、設定・解約連絡手数料や銘柄情報公示手数料などがあります。

詳しくは機構ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

7 - 2 機構加入者（直接口座管理機関）が負担する手数料

Q： 機構加入者（直接口座管理機関）の手数料体系を教えてください。

A： 機構加入者は制度参加に係る手数料として「口座開設金及びシステム接続準備手数料」が制度参加時にご負担頂きます。また、統合 Web 接続を行う場合、CPU 接続を行う場合、それぞれシステム資源の利用料として、システム接続料を毎月ご負担頂くこととなります。

次に振替業務に関する主な手数料ですが、振替口座簿の残高管理に対するものとして口座残高管理手数料、振替処理に係る手数料として振替手数料があります。金額の割合としては口座残高管理手数料が多くを占めることとなります。

振替については、投信の場合、売買は想定されないの、買取の場合の顧客口から自己口への振替が最も多いと想定しています。この買取のときの振替手数料は渡方・受方それぞれ1件につき5円で、合計10円です。

口座残高管理手数料については、いくつか例にして申し上げますと、取扱残高が500億円であれば年間で33万円、1,000億円であれば年間で59万円となります。ただし、月額2万円のフロア（最低額）を設定しておりますので、最低でも年間24万円は負担することとなります。したがって、ほとんどが口座残高管理手数料となります。

なお、上記以外の手数料を含め、詳細は機構ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

7 - 3 間接口座管理機関が負担する手数料

Q： 間接口座管理機関として参加したいと考えていますが、手数料については、口座開設時の間接口座管理機関定額負担金5万円のみ負担、という理解でよいですか。

A： 機構に対する手数料という意味では、ご理解の通りです。ただし、直接口座管理機関からも別途手数料等の負担が課される可能性があります。

7 - 4 口座開設金及びシステム接続準備手数料

Q： 口座開設金及びシステム接続準備手数料について、例えば、制度参加時に区分口座を自己口1つ、顧客口3つ開設した際の手数料を教えてください。
また、制度稼働後、追加で質権口1つと顧客口2つ開設した際の手数料を教えてください。

A： 自己口、顧客口それぞれ1口座分については制度参加時に参加する20万円に含まれます。したがって、それらを越える顧客口2口座分についての10万円(5万円×2口座)が加算されることとなり、合計で30万円をご負担頂くこととなります。

次に制度参加後に追加で口座開設した場合ですが、質権口1口座分については、初めて口座開設する口座区分名称ですので、すでに制度参加時にご負担頂いた20万円に含まれております。一方、顧客口については、制度参加時にすでに口座開設している口座区分名称ですので、追加開設した2口座分がそのまま課金対象となり、10万円(5万円×2口座)をご負担頂くこととなります。

7 - 5 システム準備手数料

Q： システム準備手数料において、複数の参加業態で制度参加する場合の負担について教えてください。

A： 制度参加形態ごとにご負担頂くこととなります。例えば、受託銀行が機構加入者となっている場合においても、受託銀行として5万円をご負担頂きます。ただし、日銀ネット資金決済会社においては、すでに機構加入者または受託会社として制度参加している場合には、課金の対象外としています。

7 - 6 システム接続料

Q： システム接続料のうち統合Web端末に係る部分については、業務利用者ユーザID数に応じて課金することになっていますが、例えば、機構加入者と日銀ネット資金決済会社など、複数の参加形態で制度参加する場合のカウント方法を教えてください。

A： 複数の参加形態で制度参加している場合においても、会社単位で計算することとなります。

例えば、機構加入者で4ユーザID、日銀ネット資金決済会社で3ユーザIDを保持している場合には、合計7ユーザとして計算しますので、月額1万円(5ユーザID部分)+月額2千円(2ユーザID部分)の合計で月額1万2千円をご負担頂くこととなります。

7 - 7 新規記録手数料（総発行残高管理手数料）

Q： 新規記録手数料（総発行残高管理手数料）はどのような手数料ですか。

A： 発行から償還まで、つまり、新規記録して抹消するまで機構の振替口座簿における残高管理として発行者が負担するものです。

すなわち、受益権を表示するものとして、これまでの紙のある世界では発行者は受益証券を発行してきましたが、振替制度では、振替口座簿への記録により権利の所在が表示されることにより発行が可能となり、受益者から受益証券の発行を請求されることもなくなります。また これまでの記番号管理から振替口座簿による残高管理となりますが、その管理を新規記録から抹消されるまで行うことにもなりません。この手数料はそのような対価として課金するものです。

7 - 8 DVP 決済に係る手数料

Q： 新規記録、抹消（解約）を DVP 決済で行った場合、DVP 決済に係る手数料はかかりますか？

A： DVP 決済に係る手数料は設定しておりません。したがって、非 DVP 決済と同様、新規記録、抹消（解約）時にご負担頂く手数料はありません。

7 - 9 設定連絡手数料および解約連絡手数料

Q： 設定連絡手数料および解約連絡手数料については、制度外投信も対象となりますか。

A： 制度外投信については、振替業務に係る業務ではなく、決済照合に係る業務として整理しておりますので、手数料についてもこれまで通り、決済照合の手数料体系に従い、決済照合に係る手数料としてご負担頂くこととなります。

7 - 10 口座残高管理手数料

Q： 口座残高管理手数料はどのような手数料ですか。

A： 現行制度においては、投信法第 5 条第 2 項にあるとおり、「権利の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもって表示されるものを除くほか、受益証券をもってしなければならない」とされております。一方、振替制度においては、社振法第 66 条（振替投資信託受益権においては、第 121 条において読み替えて準用する）にあるとおり、振替口座簿への記録によって権利帰属がなされることとなります。このように機構の振替口座簿において、安全・確実に残高（権利）を管理することの対価として、機構加入者に課すものです。

7 - 1 1 口座残高管理手数料

Q： 振替口座簿の残高が 0 の場合、口座残高管理手数料の負担はありますか。

A： 口座残高管理手数料については、月額 2 万円のフロア（最低額）を設定しておりますので、口座開設している限り、月額 2 万円をご負担頂くことになります。

7 - 1 2 口座残高管理手数料

Q： 口座残高管理手数料については、直接口座管理機関と間接口座管理機関の両方が課金対象となりますか。

A： 機構から口座の開設を受けるものが対象であり、直接口座管理機関の場合には課金の対象となりますが、間接口座管理機関は課金対象外です。間接口座管理機関に関連するものは「間接口座管理機関定額負担金」で、これは、制度参加時に一律 5 万円が課金されます。

7 - 1 3 情報照会料

Q： 統合 Web 端末における画面照会においては、すべての照会について情報照会料を負担することになりますか。

A： 情報照会料については、日々の情報通知を利用者側で蓄積・管理しておけば、照会の必要がないものを改めて照会した場合にご負担頂くことを考えております。

例えば、申請進捗管理画面や口座残高画面の内容については、日々通知するものではないので課金の対象外としております。

一方、口座処理明細画面や銘柄情報照会画面については、振替口座簿の異動や銘柄登録を行った都度、通知一覧画面にて通知を行うため、この通知を各利用者側で蓄積・管理していれば照会を行うことを必ずしも要しないことから、課金の対象としております。

7 - 1 4 ダウンロード手数料

Q： ダウンロード手数料は、統合 Web 端末によるすべてのダウンロードが対象となりますか。

A： 情報照会画面からのダウンロードで、かつ直接的には日常業務に関係しないダウンロードを課金の対象としております。したがって、残高確認(リコンサイル)を行う場合のダウンロードや通知情報一覧からのダウンロードについては、課金の対象外としております。

7 - 15 計算会社や代行会社を利用した場合の手数料

Q： 計算会社や代行会社を利用した場合の課金先はどこになりますか。

A： 計算会社や代行会社を課金先とするのではなく、計算会社や代行会社への委託元に対して課金いたします。

7 - 16 他商品の制度に加入している場合の手数料の取扱い

Q： 投信振替制度の手数料について、既に株券等、短期社債、一般債の機構加入者として接続している場合においても、別途課金されますか。

A： 株券等、短期社債、一般債振替制度に制度参加していても、提供するサービスは別になりますので、株券等、短期社債、一般債とは別に手数料をご負担頂くこととなります。

7 - 17 移行に関する手数料

Q： 移行手続きに係る手数料はありますか。

A： 振替制度への円滑な移行を促す観点から、移行手続きに関しては課金しないこととしております。

なお、移行後は振替制度のもとで投資信託受益権の権利が振替口座簿に記録・管理されていくことから、特例振替投信についてもその対価として、口座残高管理手数料、新規記録手数料（総発行残高管理手数料）等、振替投信と同様に対象となります。

7 - 18 収益分配金の支払に係る手数料

Q： 投信振替制度には、一般債のような元利金手数料（口座管理機関が収納）は存在しますか。

A： 収益分配金の支払業務は、これまでどおり販売会社が行うことと整理しておりますので、投信振替制度において、当該手数料はないものと考えております。

8 システム

8 - 1 銘柄によってシステムベンダーが異なる場合の処理方法

Q： 現在、販売会社として公募、DC（確定拠出年金）はAベンダー、私募投資信託はBベンダーを利用しています。投信振替制度移行後も各ベンダーを利用する場合にこのような利用形態は可能ですか。

A： 機構加入者（直接口座管理機関）として投信振替制度に参加するという前提になりますが、振替システムとの接続形態は、

- 1.ベンダーが計算会社として振替システムと接続し、機構加入者はベンダー提供の端末を利用する
- 2.ベンダーは直接振替システムと接続せず、機構加入者に設定したWeb 端末を介してベンダー端末との情報連携を行う

の2パターンが想定されます。いずれのパターンになるかは、ベンダー提供システムの構成によるため、開発ベンダーにご確認下さい。

一方、銘柄によって、異なるベンダーを利用することは可能と考えますが、受信データの振分けについて考慮が必要です。例えば、口座管理機関の管理する振替口座簿と機構の振替口座簿とのリコンサイルを行う際、ベンダー単位に機構が提供する残高確認データを受信する必要があります。複数の顧客口を開設し、ベンダーごとに記録する口座を分けるなどの対応により、複数のベンダーを利用し口座管理業務を行うことは可能です。

8 - 2 通知の順序

Q： 新規記録（DVP）において、受託会社が機構から受け取る「発行口記録情報・決済番号通知」と日銀ネットから受け取る「当座勘定入金対象通知（振替社債等）」の順序が逆転することはありますか。

A： それらの通知はそれぞれ別システムを経由して配信されるため、その順序性については保証されません。

8 - 3 決済照合システムへの参加

Q： 当社は委託会社ですが、現在決済照合システムには未加入となっています。振替投信のDVP 決済を利用するためには決済照合システムへの参加が必要ですか。

A： 株や一般債でのDVP 決済には決済照合システムの利用が必要となりますが、投信DVP では、投信振替システムにおいて簡易的な照合を行います。このため、振替投信の振替業務だけに限れば決済照合システムを利用することなく投信振替制度に参加が可能です。ただし、制度外投信や基準価額連絡の取扱いには決済照合システムへの参加が必要となります。

8 - 4 投信の DVP 決済と決済照合システムの関係

Q： 当社は販売会社です。投信の DVP 決済を行うためには、決済照合システムへの参加が必要ですか。

A： 振替投信の DVP 決済は投信振替システム内で簡易な照合を行います。このため、決済照合システムへの参加は不要です。

8 - 5 振替停止期間

Q： 振替投信の振替停止期間は、一律、決算日当日となると考えてよいですか。

A： 通常の振替においては、決算に係る振替停止日は決算日のみが振替停止日となります（買取などで発生する顧客口から自己口への振替等、同一機構加入者間の振替については、振替停止は行いません。）。また、償還に係る振替停止日は、デフォルトとしては、償還日と償還日翌営業日が振替停止日になります。ただし、銘柄情報登録において、「振替停止期間」を「n(9日以内)」として別途設定することによって、償還日からn営業日前までについては、振替停止とすることが可能となります。なお、稀に販社外振替が行われることがありますが、その場合の取扱いにつきましては、「投信振替システム接続仕様書 1.2 版（例えば、Web 接続（CSV 編）の場合には、ページ 9-5）をご参照ください。

8 - 6 基準価額確定後の取消

Q： 解約連絡日以降は取消可能となっているようですが、基準価額確定後に取消可能とした理由を教えてください。

A： 振替制度に特有な項目として機構加入者口座があります。当該項目を誤って入力し、解約連絡日以降に入力ミスが判明した場合に取消が可能となるような仕様といたしました。基準価額確定後であるため、受託会社の基準価額算出に影響がないよう、業態間での情報連携が必要と整理しています。

8 - 7 公販ネットの利用

Q： 当社は販売会社ですが、公販ネットを利用せず、FAX で設定解約連絡を委託会社に送信しています。この方法のまま投信振替制度に参加することは可能ですか。

A： 口座区分や DVP 区分など新規に必要な情報項目を FAX 用紙に追加することにより委託会社への情報伝達は可能となりますが、委託会社でのデータ入力負担や誤入力のリスクを考えた場合、公販ネットのご利用について検討されることを推奨します。

8 - 8 発行者が利用する日銀ネット資金決済会社

Q： 発行者が機構に登録する銘柄情報のなかに当該銘柄の受託会社情報があります。この受託会社がすなわち発行者の利用する日銀ネット資金決済会社として登録されると考えてよいですか。また、発行者が利用する日銀ネット資金決済会社は銘柄毎に異なるということですか。

A： 発行者が利用する日銀ネット資金決済会社は、当該銘柄の受託会社（再信託を行っている場合は再信託受託会社）が兼ねます。同じ発行者であっても銘柄により受託会社が異なる場合があり、銘柄ごとに異なる可能性があります。

8 - 9 制度参加に必要なシステム構成

Q： 制度参加に当たって Web 端末の画面からの入出力が可能な業務については、必要な PC と通信環境さえ整っていれば、データ授受は可能ですか。

A： 機構側で接続情報やログイン情報等を登録しますので、ご指摘の対応に加え、当該情報（回線情報、ID、パスワード等）の届出を行っていただく必要があります。

8 - 10 システム障害の対応

Q： システム障害への対応はどのように考えていますか。

A： バックアップセンター（大阪）の運用などコンティンジェンシー対応を図っております。機構ホームページにて「当社の BCP（緊急時事業継続計画）について（PDF）」を公表しておりますのでご参考ください。

8 - 11 計算会社が複数の販売会社と接続する場合

Q： 1つの計算会社が複数の口座管理機関をまとめて1つの回線で機構に接続することは可能ですか。

A： 可能です。

8 - 12 統合 Web 端末による投信振替制度への参加

Q： 現在、株式等に関する業務を行うために Web 端末を設置しています。投信振替システムへ接続する際に、この端末及び回線を使用できますか。

A： 短期社債や一般債を含め、他商品ですでに統合 Web 端末をご利用の場合には、その統合 Web 端末及び回線を利用することが可能です。

8 - 13 リファレンス番号とリンクージリファレンス番号の違い

Q： リファレンス番号とリンクージリファレンス番号の違いは何ですか。

A： 「リファレンス番号」とは、データの送信者がデータを識別するための番号をあらかじめデータに設定するものを指します。投信振替システムの場合、利用者が設定するリファレンス番号が「送信者リファレンス番号」であり、機構が設定するリファレンス番号が「投信リファレンス番号」となります。

一方、リファレンス番号が設定されたデータの受信者が、当該データを特定するための情報として、リファレンス番号を利用し他のデータに設定するものを「リンクージリファレンス番号」と称しています。リファレンス番号との紐付けを意味するものです。機構が設定するリンクージリファレンス番号は、利用者が最初のデータ送信時に設定した送信者リファレンス番号を「リンクージ送信者リファレンス番号」として設定します。

また、利用者が設定するリンクージリファレンス番号は、

1. 利用者が最初のデータ送信時に設定した送信者リファレンス番号を「リンクージ送信者リファレンス番号」として設定する方法
2. 機構が設定した投信リファレンス番号を「リンクージ投信リファレンス番号」として設定する方法

の2種類があります。リファレンス番号及びリンクージリファレンス番号を使用する目的は以下の通りです。

- ・ 入力時点のみ異なり、項目の設定値が全く同一の申請データが存在した場合（誤入力ではないものとします）ISINコードや口座情報だけでは申請データを特定できないため、リファレンス番号及びリンクージリファレンス番号を利用しデータの特定を行います。
- ・ また、信託設定済通知や資金振替済通知など決済データ入力時、元の申請データに設定された情報をすべて他業態が設定しデータを入力することは非常に手間であることから、リンクージリファレンス番号を利用することにより入力データ項目を減らすことが可能となります。

8 - 14 機構加入者コードの取扱い

Q： 機構加入者コードの体系はどのようになっていますか。

A： 振替制度に参加する機構加入者には、それを特定する「機構加入者コード」が割り当てられます。これらは、短期社債や一般債と同様、金融・証券区分コード（1桁）、固有名コード（4桁）及び口座区分コード（2桁）です。

詳細につきましては「投信振替システム接続仕様書」をご参照下さい。

8 - 15 日銀ネット資金決済会社コード

Q： 発行者が機構に送信する新規記録・抹消（解約）の申請データにおいて日銀ネット資金決済会社を指定できる箇所（受方/渡方それぞれ1箇所）はどのように登録すればよいですか。

A： 発行者が利用する日銀ネット資金決済会社は当該銘柄の受託会社が兼ねます。よって銘柄毎に一意に決まり、投信振替システムが自動的に補充するため、変更はできません。

一方、指定販売会社は利用する日銀ネット資金決済会社1社を制度参加時に事前に登録することが可能です。事前登録があれば投信振替システムにより自動的に補充します。また事前登録がない場合や、事前登録とは異なる日銀ネット資金決済会社を利用する場合には、申請データに随時設定いただくことにより、その都度日銀ネット資金決済会社を指定してDVP決済を行うことが可能です。いずれの場合も、事前に日銀ネット資金決済会社自身によって、日銀ネット資金決済会社となる旨が機構に登録されていることが前提となります。

8 - 16 銘柄コードの取扱い

Q： 銘柄コードは、ISINコードが使用されます。同一ファンドで収益分配金の再投資を行うか行わないか選択が可能な商品がありますが、その際のISINコードは同じと考えてよいですか。

A： 分配金の再投資の有無はファンドの仕組みの話と想定されますので、同一ファンドである以上、同じISINコードを使用していただくこととなります。

8 - 17 投信振替制度におけるファンドコード

Q： 決済照合システムの「ファンドコード」と投信振替システムで用いるファンドコードの違いは何ですか。

A： ファンドコードの取扱いについては、利用システムによって以下のとおり異なります。

a) 投信振替システム

設定コード：ファンドコード

桁数：10桁（可変長）

コード体系：発行者が付番する10桁以内の英数字

b) 決済照合システム

設定コード：統一ファンドコード

桁数：35桁（可変長）

コード体系*：委託会社の金融機関識別コード（8桁）＋信託銀行の金融機関識別コード（8桁）＋委託会社の内部管理コード（19桁）

*投信ファンドの場合

決済照合システムでは、受託銀行がファンド情報の登録を行い、統一ファンドコードを利用しています。一方、振替システムでは、発行者が銘柄情報データの登録及び新規記録・抹消（解約）データ等の入力を行うことから、発行者の利便性・コード管理負荷を考慮し、自身が付番するファンドコードを利用しています。

なお、投信振替制度に係る書面等で、「ファンドコード」と称する場合は、特段の記載がない限り、投信振替システムにおけるファンドコードを指します。

8 - 18 委託会社が直販を行っている場合の指定販売会社コード

Q： 委託会社が直販を行っている場合、新規記録・抹消（解約）データにおける指定販売会社コードはどのような値が設定されますか。

A： 発行者が販売会社を兼ねるため、原則として、制度参加時に発行者自身の指定販売会社コード（金融・証券区分コード＋固有名コード）を機構へ届出を行っていただきます。発行者が統一金融機関コード又は証券会社等標準コードを持っていない場合は、機構加入者コードと同様に機構が独自コードを付番します。新規記録、抹消（解約）の申請データにはこれらのコードを設定する必要があります。

8 - 19 リコンサイル結果の通知

Q： リコンサイルの結果について機構に通知する必要がありますか。

A： 発行者および直接口座管理機関は、過大記録を未然防止する観点から、当日の取扱時間終了後に機構から受ける残高データとの照合を行うこととされています。仮に結果が相違していた場合には、直ちにその旨を機構に対して連絡する必要があります。「投信振替制度要綱」の項目「13. 消却義務、(3) 過大記録の未然防止」をご参照ください。なお、結果が一致している場合には機構への通知は不要です。

8 - 20 リコンサイルデータの提供単位

Q： リコンサイルデータは機構加入者に対して、どのような単位で提供されますか。

A： 機構は、機構加入者（直接口座管理機関）に対し、Web 接続（CSV）及び口座ファイル伝送方式の2方式によりデータ提供を行います。前者の場合、取得するCSVファイルの単位を、1.顧客口、2.自己口、3.全ての口座、4.個別の口座区分から選択することが可能です。

一方、後者の場合、機構加入者コード（先頭5桁）>口座区分コード>ISINコードの昇順に、残高確認データを一括して取得します。（『投信振替接続仕様書（口座ファイル伝送方式編）1.2版』の13-76～77ページをご参照ください。）

8 - 21 残高確認データの対象期間

Q： 発行者は、日々残高確認（リコンサイル）をする必要がありますが、いつまで行う必要がありますか。

A： 残高確認は、機構が管理する銘柄ごとの総発行口数と発行者が管理する銘柄ごとの総発行口数（特例投信の場合は、投信振替制度へ移行された投資信託受益権に限る。）に相違がないことを確認していただくものであり、総発行口数が0となるまで行っていただくこととなります。

したがって、制度開始日（または当初設定日）以降、償還により残高0となる日までとなります。ただし、決済未了による抹消（償還）又は抹消（解約）の繰越が発生した場合、償還日翌々営業日以降も残高確認を行って頂くこととなります。

8 - 22 残高がない時の残高確認データ出力

Q： 機構加入者がダウンロードする「残高確認データ」は残高が0のときにも出力されますか。

A： 決済日が未到来の抹消（解約）申請又は振替申請が行われている場合、当日の口座残高が0であっても残高確認データを出力します。

8 - 2 3 「残高確認ファイル」と「口座残高確認ファイル」の違い

Q： Web 接続で機構加入者が受信する CSV ファイルである「残高確認ファイル」と「口座残高ファイル」の違いについて教えてください。

A： 「残高確認ファイル」は、機構が提供する残高確認データをもとに直接口座管理機関自らが開設する振替口座簿の残高と照合（リコンサイル*）を行うことを目的としています。そのため、振替業務終了後に、機構から振替業務終了時点の残高データを提供します。

一方、「口座残高ファイル」は、問合せ時点の機構加入者口座の残高を確認することを目的としています。したがって、業務処理時間内であれば、いつでも口座残高を確認することが可能です。

* 口座管理機関は、下位の間接口座管理機関との間においても同様にリコンサイルを実施する必要があります。

8 - 2 4 委託会社による販社ごとの残高確認

Q： 委託会社は投信振替システム上で指定販売会社ごとの残高を確認することはできますか。

A： 投信振替システムでは、機構加入者口座ごとの残高管理のみを行うため、指定販売会社ごとの残高を確認することはできません。なお、委託会社は銘柄ごとの合計残高（総発行口数）を確認することが可能です。

8 - 2 5 間接口座管理機関におけるリコンサイル

Q： 間接口座管理機関においても、リコンサイル処理を行う必要がありますか。

A： 間接口座管理機関においても、機構システム外においてリコンサイルを行う必要があります。

8 - 2 6 リコンサイルにおける未決済償還口数の取扱い

Q： 発行者が残高確認を行うために、機構から総発行口数(A)、申請中解約口数(B)、投信計理上ベースの口数(A-B)のデータを伝送していただくことになっていますが、申請中解約口数(B)には決済待ちの償還口数も含まれますか。

A： 申請中の解約口数データには未決済の償還口数は含まれていません。抹消(解約)については、発行者からの解約時抹消予定申請によりデータ入力が行われているため、残高確認データ配信時に申請中の解約口数として表示することが可能です。一方、抹消(償還)については、以下の理由により、償還日の残高確認データ配信時に未決済の償還口数を表示することができません。

- ・ 償還日の夜間バッチ処理時に抹消(償還)に係る償還口記録処理を行うため、償還日の残高確認データ配信時には償還口数データを作成していない。
- ・ また、抹消(解約)は、償還日翌営業日を決済日とする申請入力が可能であり、償還日の夜間バッチ処理時に残高不足等により申請がエラーとなる場合がある。

上記のケースでは、エラーとなった抹消(解約)申請の口数を含む振替口座簿残高に対し償還口記録を行い、償還口数を確定させます。

したがって、償還日の残高確認データ配信時には償還口数を確定させることができないため、未決済の償還口数を表示していません。

9 移行

9 - 1 受益証券の投信振替制度への移行方法

Q： 既存の投資信託の受益証券は、どのように振替制度に移行するのですか。

A： 受益証券を保護預りしている販売会社が、移行申請手続きを行うことについて受益者から同意を得て、機構に対して移行申請を行うことにより振替制度に移行します。なお、移行方式には、振替制度実施日に一斉に移行する「集中移行方式」と制度稼働後に個別に移行する「個別移行方式」の2つがあります。詳しくは、機構ホームページに掲載している「移行事務処理概要」及び「移行事務処理概要 説明資料」をご参照ください

9 - 2 非同意受益者への対応

Q： 移行申請手続きを行うことに同意しない受益者がいる場合、その銘柄を振替制度に移行することは可能ですか。

A： 発行者が自ら発行する特例投資信託について機構が取扱うことに同意をすれば、その銘柄について、移行申請手続きを行なうことについて同意した受益者の受益権のみ移行することが可能です。その場合、同一銘柄であっても、振替制度の受益権と受益証券が併存することとなります。

9 - 3 集中移行方式の手続

Q： 集中移行方式は制度稼働日（平成 19 年 1 月 4 日）に一斉移行するとのことですが、その移行申請手続はいつ行うのですか。

A： 集中移行においては、平成 18 年 12 月 29 日（移行基準日）の残高データを基に移行するため、翌 30 日に機構へデータ提出していただくこととなります（当該データに不整合がある場合、翌 31 日までに修正いただく必要があります）。なお、こうした具体的な申請手続きのほか、機構への制度参加手続、各種テストへの参加、投信約款の変更（発行者）、受益者からの同意取得（販売会社）等の事前準備も必要となります。

9 - 4 集中移行方式のスケジュール

Q： 集中移行方式において、平成 18 年 12 月 30 日に提出した移行申請のデータに不整合がある場合、翌 31 日までに修正することだが、時間的にタイトではないか。

A： 処理手順を確認すると共に、データの精度を高めていただくことを目的に、平成 18 年 11 月から 12 月にかけて、事前にはリハーサルを 3 回行います（機構ホームページに掲載している「投信振替システム 集中移行テスト概要」をご覧ください）。各回のリハーサルにおいて、各参加者が不整合を逐次修正し、予めデータの正確性を確保しておくことが肝要だと考えられます。

9 - 5 移行申請の代理申請者

Q： 移行申請手続きにおいて、代理申請者は何を提出するのですか。

A： 移行申請データ、振替受入簿データ及び受益証券を提出していただきます。データの作成方法等については、「投信振替システム接続仕様書（移行編）」を機構ホームページ掲載方法により入手いただき、ご確認ください。また、受益証券の提出方法は、集中移行方式と個別移行方式で異なりますので「移行事務処理概要」をご確認ください。

9 - 6 振替受入簿

Q： 振替受入簿データには受益者の氏名や住所等を設定するとのことですが、どのような目的に利用するのですか。また、移行後に振替制度の抹消（解約）等にはこうした受益者単位のデータが求められていないのはなぜですか。

A： 振替受入簿データにおける受益者に係る情報は、社振法（附則第 11 条～附則第 15 条）において、振替機関が備えるべき振替口座簿に記録します。これは、振替受入簿に記録された受益証券は無効となるため、いつ、誰の申請によって券面が無効となったかを記録することが求められているものです。なお、振替受入簿に記録された後、権利の帰属は振替口座簿で管理されることになり、機構においては受益者ごとの抹消（解約）の管理は行わないため、移行後の抹消（解約）において受益者単位のデータ提出は不要です（一旦、振替受入簿に記録された情報は、当該銘柄の償還まで保存されることとなります）。

9 - 7 集中移行方式

Q： 集中移行方式において、代理申請者が提出する移行申請データは指定販売会社単位に作成し、機構加入者の Web 端末から入力するとのことですが、間接口座管理機関や取次販売会社は休日に行われる移行申請手続きや集中移行テストに参加することは不要ですか。

A： 間接口座管理機関や取次販売会社についても、移行申請データの作成や修正等のデータ連携が必要な場合は、集中移行の移行申請手続きや集中移行テストへの参加が必要と考えられます。

10 上場投信

10 - 1 上場投信の取扱い

Q： ETF も社振法の対象であって、保振法の適用から除外されていますか。また、平成 19 年 1 月から振替制度の対象となりますか。

A： ETF も社振法に基づく振替制度の対象です。平成 20 年 1 月 5 日までの政令で定める日までは経過措置により継続して保振法が適用されます。ETF については、株券電子化と平仄を合わせた検討を行うことを基本とし、平成 19 年 1 月の振替制度の開始とは別に振替制度の開始時期を検討しています。

10 - 2 上場投信の振替制度対応

Q：ETFについては、現行の株券等保管振替制度用の決済システムをベースに行われるという認識でよいですか。また、株式の振替制度後はどう考えていますか。

A：ETFについては、株式と同様に決済が行われている実態を踏まえ、原則として振替制度後の株式と同一のシステム基盤で処理を行うこと、したがってその対応は株式の振替制度対応と平仄を合わせて行うことを基本方針としております。また、上場投信の振替制度開始日から株式の振替制度開始日までの間は、現在の保管振替システム、業務処理方法等を最大限活用して対応することといたします。

10 - 3 上場投信の制度参加手続

Q：投信振替制度に参加しない場合、株券の振替制度（無券面化）が開始されても、直接口座管理機関としてETFの取扱いは出来ないということですか。また、REITもそのような取扱いとなりますか。

A：振替制度後のETFは、株券電子化のシステム基盤において処理を行うことを基本方針としておりますが、ETFの振替制度の開始時期は株券電子化よりも先行することが予想されております。ETFの振替制度開始時に制度参加を行わず、株券電子化後にETFを取り扱う場合の手続き等につきましては、今後の検討項目でございます。なお、REITは投信振替制度の対象ではなく、株券の無券面化対応において検討が行われております。

10 - 4 上場投信の制度参加手続

Q：ETFが無券面化された後、現行株式と同様にしている取引所DVP等の決済に変更はありますか。また、一般の契約型投信の振替制度に参加しないものでも、ETFの振替による決済が可能となるような仕組みになりますか。

A：現行の決済実務を踏まえ、株式の無券面化前にETFの振替制度が開始された場合においても、取引所DVP、一般振替DVPを含め振替処理は現行と同様に行えること、また株式の無券面化後も株式と同様に振替処理を行えることを前提に検討を進めております。

また、ETFに関する制度参加方法については今後検討を進めますが、ETFのみの取扱いであってもあくまで振替制度であるため、加入者保護信託の負担金を含め口座管理機関としての要件は満たしていただく必要がありますのでご留意ください。

10 - 5 REIT

Q： REITは現状、会社型投信（投資法人）であるため、本制度の取扱い対象ではありませんが、将来、株式の振替制度で取扱い対象になるとの認識でよろしいですか。

A： ご理解のとおりです。会社型のREITは株式の振替制度対応において検討が行われております。

10 - 6 REIT（契約型）

Q： 将来、REIT（不動産投信）で契約型の“委託者指図型投信”が登場した場合、本制度の取扱い対象になるのですか。

A： 今後そのような商品が登場した場合には、関係業態のニーズ等を踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいります。

以上